京都市告示第464号

生活保護法第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和2年12月15日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所 在 地	指定年月日
福本 篤志	福本整骨院	上京区北新在家町320JU	令和2年11月1
		RAKU-RO 1F-A	日
南里 祐樹	なんり鍼灸指圧治療院	東山区福稲柿本町24-1レ	令和2年11月19
		ヴィア東福寺1F	日
田中 大士	千成整骨院	南区唐橋芦辺町1-1マンシ	令和2年11月17
		ョン花川1F東角	日
後藤 真澄	Sports&Beaut	中京区壬生朱雀町1番地ジー	令和2年10月27
	yGenki鍼灸整骨院千	パレス京都二条プレミアム1	日
	本三条店	号室	

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)